

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 28 日

申請者 株式会社 福永工務店  
 氏名又は名称 フクナガコウムテン  
 住所 559-0005 大阪市住之江区西住之江3-3-12  
 代表者氏名 代表取締役 福永信二郎 フクナガ シンジロウ  
 電話番号 06-6671-9926  
 FAX番号 06-6671-9973  
 メールアドレス fukunaga-s@iris.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業の 管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 28 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 福永工務店  
住 所 大阪市住之江区西住之江3-3-12  
代表者氏名 代表取締役 福永 信二郎

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 福永 信二郎 取締役 福永 大樹 取締役 福永 しま	
事業の範囲	土木工事 管工事 空調工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 福永工務店
上記事業所の所在地	郵便番号 559-0005 住所 大阪市住之江区西住之江3-3-12 電話番号 06-6671-9926 F AX番号 06-6671-9973 メールアドレス fukunaga-s@iris.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
福永 信二郎	179324

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第 18 条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 3 年 7 月 29 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切のこ		3	
管の加工用の機械器具	やすり		5	
	パイプねじ切り器		1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ		5	
	パイプレンチ		5	
水圧テストポンプ	手動式テスト		1	
	電動式テスト		1	
排水設備工事用具	チス こて トンカチ		3	
	大ハンマー はつり機械		2	
	レンガコテ 仕上げコテ		2	
	パイプ切断機 金のこ		2	
土木工事用具	両つるはし スコップ		3	
	排水用ポンプ		1	
	塗装切断機		1	
	転圧機 堀削機		1	
測量用器具	水準器 巻尺		2	
	箱尺 水系		2	
水道工事用具	ウォーターポンプ		1	
	プライヤー		5	
	丸のこ 水圧ゲージ		3	
保安用具	工事中標識板 防護柵		2	
	排水設備工事表示板		1	
	ガードロープ		2	
	点滅式黄色灯		2	
運搬車両	車両	軽四以上	3	
	車両	トラック 3 t	1	
営業所備品	机 椅子		5	
	コピー機		3	
	電話機		6	

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 7 月 28 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 福永工務店
住 所	大阪市住之江区西住之江 3-3-12
代表者氏名	代表取締役 福永 信二郎

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 現在事項全部証明書

大阪市住之江区西住之江三丁目3番12号  
株式会社福永工務店

会社法人等番号	1200-01-031558	
商号	株式会社福永工務店	
本店	大阪市住之江区西住之江三丁目3番12号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	昭和61年12月20日	
目的	① 建築工事業、土木工事業、大工工事業 ② 造園工事業、左官工事業、防水工事業 ③ 電気工事業、空調工事業、管工事業 ④ 各種建築資材の販売 ⑤ 架設資材のリース業 ⑥ 家具、建具の販売 ⑦ 飲料水の販売 ⑧ 宅地建物取引業 ⑨ 損害保険代理業 ⑩ 建築物の設計及び工事監理 ⑪ 古物商 ⑫ 飲食店の経営 ⑬ 上記各号に附帯する一切の事業 令和 3年 1月13日変更      令和 3年 2月 8日登記	
発行可能株式総数	1000株	平成21年 9月16日変更
		平成21年 9月25日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成21年 9月16日変更
		平成21年 9月25日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	
資本金の額	金2000万円	平成21年 9月16日変更
		平成21年 9月25日登記

大阪市住之江区西住之江三丁目3番12号  
株式会社福永工務店

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには株主総会の承認を受けなければならない。 平成21年 7月 3日変更 平成21年 7月15日登記	
役員に関する事項	取締役 福永信二郎	令和 3年 1月13日重任
		令和 3年 2月 8日登記
	取締役 福永大樹	令和 3年 1月13日重任
		令和 3年 2月 8日登記
	取締役 福永しま	令和 3年 1月13日就任
		令和 3年 2月 8日登記
	大阪市住之江区浜口西一丁目5番8号 代表取締役 福永信二郎	令和 3年 1月13日重任
		令和 3年 2月 8日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 3年 6月25日

大阪法務局  
登記官

岩井宏之



\*\*\*\*\*

定 款

\*\*\*\*\*

株式会社 福永工務店





# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 福永工務店 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 建築工事業、土木工事業、大工工事業
- ② 造園工事業、左官工事業、防水工事業
- ③ 電気工事業、空調工事業、管工事業
- ④ 各種建築資材の販売
- ⑤ 架設資材のリース業
- ⑥ 家具、建具の販売
- ⑦ 飲料水の販売
- ⑧ 宅地建物取引業
- ⑨ 損害保険代理業
- ⑩ 建築物の設計及び工事監理
- ⑪ 古物商
- ⑫ 飲食店の経営
- ⑬ 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府住之江区 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。



(株券を発行する旨の定め)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株式の記名式、株券の種類)

第 7 条 当会社の発行する株式は、端株を除きすべて記名式とし、株券の種類は、1 株券、10 株券、50 株券及び100 株券の四種類とする。

2 当会社の端株は、無記名とし、端株券の種類は、0.01 端株券、0.05 端株券、0.1 端株券及び0.5 端株券の四種類とする。

(株式不所持の申出)

第 8 条 株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申出する場合には株券の添付を要しない。

2 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するにはその旨の請求書を提出しなければならない。

(株式の譲渡制限)

第 9 条 当会社の株式を譲渡するには株主総会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 10 条 株式の名義書換を請求するときは、その旨の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。譲渡以外の事由により名義書換を請求するときは、その事由を証する書面をも添えなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式について、質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当事者がその旨の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(印鑑等の届出)

第 12 条 株主または登録質権者、その法定代理人または代表者は、氏名・住所および印鑑を届出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 会社に提出する書面には、前項の印鑑を押さなければならない。



(株券の再交付)

第13条 株券の再交付を請求するときは、その旨の請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- ① 株券の喪失によるときは、除権判決の正本または謄本。
- ② 株券の分割、併合、毀損、汚損などの事由によるときはその株券。ただし、株券の毀損、汚損などのため株券の真偽を判別し難いときは前号の書面。

(株主名簿の閉鎖)

第14条 当社は、毎決算期の翌日から定時株主総会終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項のほか、必要があるときは、2週間前に公告して株主名簿の記載の変更を停止することができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、他の取締役が招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主



総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上を置く。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社に取締役が2名以上いるときは、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は年1期とし、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第28条 当社が、株主に対し剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

前記は当社の現行定款に相違ありません。

令和 3 年 7 月 25 日

株式会社 福永工務店

代表取締役 福永信二郎



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第179324号  
交付年月日 平成12年 2月15日  
本籍 大阪府  
フリガナ フクナガ シンジ ロウ  
氏名 福永 信二郎  
生年月日 昭和39年 7月 8日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



営業所付近の案内図



(C)Yahoo Japan,(C)ZENRIN

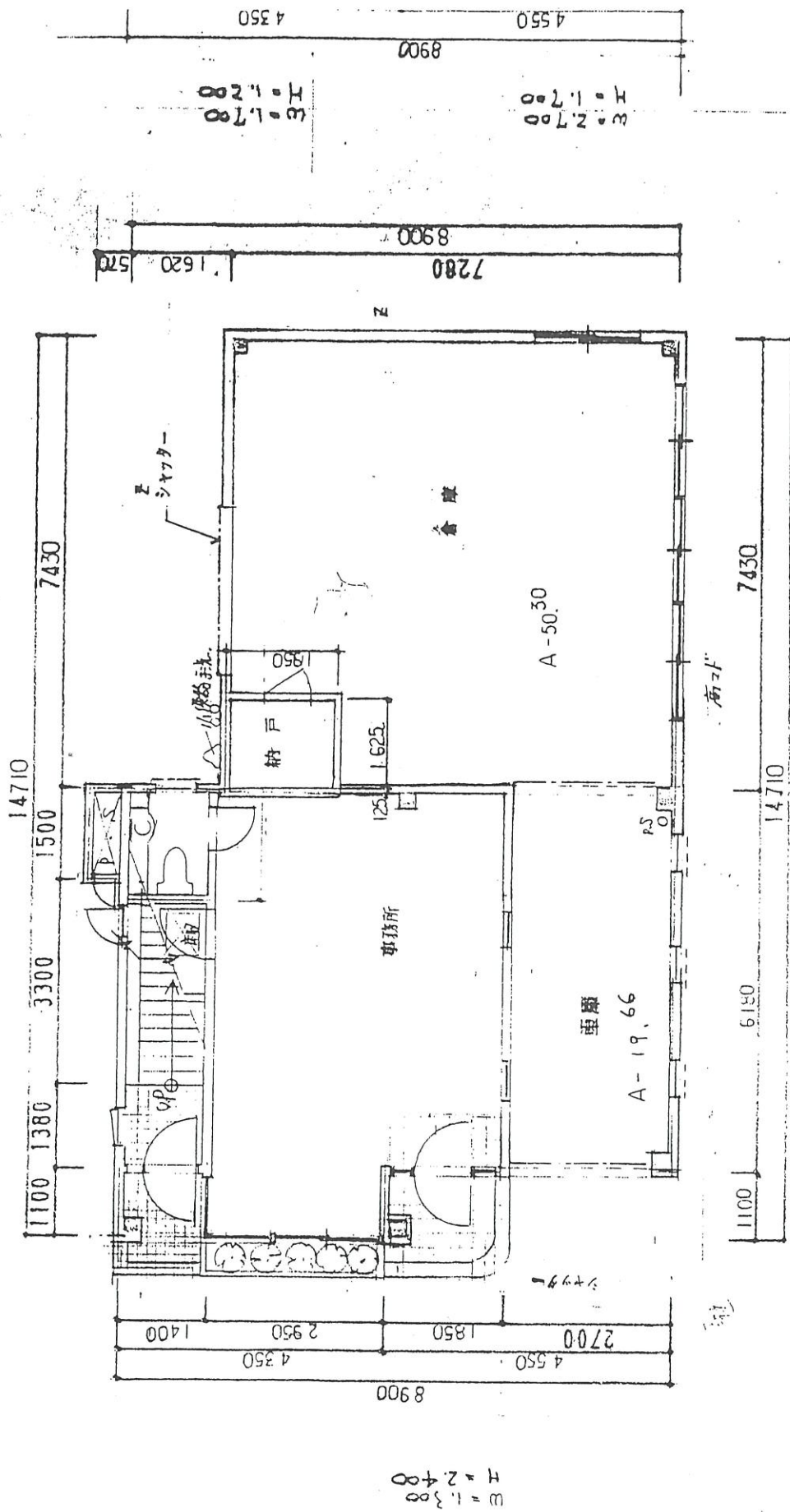
マップコード: **mapcode** 1 043 667\*47 緯度経度:北緯34度36分4.46秒 東経135度28分57.79秒

大阪府大阪市住之江区西住之江3丁目3-12

住所:大阪府大阪市住之江区西住之江3丁目3-12

交通:

# 営業所内平面図



1階平面図





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 28 日

申請者 氏名又は名称 フクナガコウムテン 株式会社 福永工務店  
 住所 559-0005 大阪市住之江区西住之江3-3-12  
 代表者氏名 フクナガ シンジロウ 代表取締役 福永信二郎  
 電話番号 06-6671-9926  
 FAX番号 06-6671-9973  
 メールアドレス fukunaga-s@iris.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 28 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 福永工務店

住 所 大阪市住之江区西住之江 3-3-12

代表者氏名 代表取締役 福永 信二郎

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
~~解任~~

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 福永工務店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
福永 信二郎	179324	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第179324号  
交付年月日 平成12年 2月15日  
本 籍 大阪府  
フリガナ フクナガ シンシロウ  
氏 名 福永 信二郎  
生年月日 昭和39年 7月 8日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

